

別添

表1 対象製品

製造期間：2003年～2010年

ブランド	製品名称	型式名(エンジン型式名)	製造番号
共立	パワーカルチ	PCE315 (GE3400CI)	55001301～55004410
	歩行型溝切機	MKSE332・MKSE333 (GE3400MI)	55001752～55006746
		MKSEY332 (GE3400MI)	
	背負式刈払機	RMA315	55010851～55011850
		RMA3150	55001001～55002750
		RME315	55005001～55008564
		RME315B	55001301～55004069
		RME3150, RME3150/B	55001001～55005019
		RME3150B	55001001～55004662
		RME360	55003251～55006450
		RME3600	55001001～55005300
	肩掛式刈払機	SRE315	55003251～55005127
		SRE315SL	55001526～55002625
		SRE360	55003201～55006122
		SRE3600	55001001～55004999
		SRE3150	55001001～55002400

OEMブランド	製品名称	型式名	製造番号
日立	エンジン刈払機	CG31ED	250001～250100
			360001～370100
			450001～460100
			550001～590100
			640001～690100
			730001～780100
			800001～890100
			950001～960100
			040001～070100

OEMブランド	製品名称	型式名	製造番号
BARONESS (共栄社)	ポータブルモア	PMK310CE	1001～1300
		PMK31CE	1501～1700

表2 組付け可能製品 2008年以降クラッチシューを交換した場合対象となる製品

ブランド	製品名称	型式名(エンジン型式名)
共立	パワーカルチ	PC315 (GE3400C)
		PCE315 (GE3400CI)
	歩行型清切機	MKS332・MKS332 (GE3400M)
		MKSE332・MKSE333 (GE3400MI)
		MKSEY332 (GE3400MI)
	背負式刈払機	RMA315, RMA3150
		RME315, RME315B, RME3150
		RME3150B, RME3150/B
		RME360, RME3600
		RM343, RM343D
		RMC315
		RMC360
		RM360
	肩掛式刈払機	SRC315, SRC315C
		SRC315T
		SRC360T
		SRE315, SRE3150
		SRM315SL, SRE360, SRE3600
		SRM343D, SRM343F
		SRM343SL
		SRM345D, SRM345F

OEMブランド	製品名称	型式名
日立	エンジン刈払機	CG31ED

OEMブランド	製品名称	型式名
BARONESS (共栄社)	ポータブルモア	PMK31C, PMK310CE, PMK31CE

OEMブランド	製品名称	型式名
ヤマ-	刈払機	SRY343F
		SRY343D

参考

労働安全衛生法

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

罰則 一一六 一二二

第一百六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第九十条又は第九十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(製造等が禁止される有害物等)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 黄りんマツチ
 - 二 ベンジジン及びその塩
 - 三 四・アミノジフェニル及びその塩
 - 四 石綿
 - 五 四・ニトロジフェニル及びその塩
 - 六 ビス(クロロメチル)エーテル
 - 七 ベーターナフチルアミン及びその塩
 - 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
 - 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
- 2 法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならぬ。
 - 二 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。